

地球温暖化対策計画の見直し等について (検討すべき論点の整理)

1 審議の趣旨

京都市地球温暖化対策計画の見直しに向けて、現状と課題について確認し、課題解決のために議論すべき点を明らかにする。

2 審議の背景

- 国におけるエネルギー政策・地球温暖化対策の見直しや、地域における新たなエネルギー政策を構築する動き（本市においても、原発に依存しないエネルギー政策への転換を求める市民の意思が示されている。（平成 24 年 3 月 27 日京都市会決議））を踏まえる必要がある。
- 2012 年度以降の中長期的な傾向として、電源構成における原発の依存度低下に伴い電気の排出係数の悪化が見込まれ、それに伴って温室効果ガス総排出量も増加することから、京都市地球温暖化対策条例及び京都市地球温暖化対策計画で掲げる削減目標の達成が困難となる可能性がある。

3 地球温暖化対策を取り巻く状況（想定スケジュール 別紙参照）

(1) 国の「エネルギー基本計画」の見直し

エネルギー基本計画は「エネルギー政策基本法」に基づき、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものである。

京都市地球温暖化対策計画の策定の前提となっている、現行のエネルギー基本計画（平成 22 年 6 月改定）は、原子力の積極的な推進（2020 年までに 9 基新增設、2030 年までに少なくとも 14 基以上新增設）が規定されている。

現在、できる限り原発依存度を低減させるため、省エネルギーと再生可能エネルギーの最大限の導入を進める等の見直しの議論が進められている（年内目途）。

(2) 国の温室効果ガス排出削減目標と対策等

ア 削減目標の見直し

「2020 年までに温室効果ガスの排出量を 1990 年比で 25%削減する」という国際公約について見直しが行われる。（COP19（11 月下旬～）までが目途）

イ 「地球温暖化対策計画」の策定

京都議定書目標達成計画は、温室効果ガス排出量を 2008～12 年に年平均で 1990 年比 6%削減するという京都議定書第一約束期間における我が国の目標を達成するための行動計画である。本来は、次期計画が本年 4 月までに策定される必要があった。

現在、国による地球温暖化対策計画の策定や、温室効果ガスへの NF 3（三ふっ化窒素）の追加などを規定した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定（3 月 15 日）されたところであり、今後、地球温暖化対策計画の策定が進められる。

ウ 地方自治体向け地球温暖化対策計画策定マニュアルの改定

現在、環境省において、2013年以降の地方自治体の地球温暖化対策をさらに推進するため、計画策定マニュアルの改定が行われている。この中では、地方の削減目標について、新たに、電気の排出係数を固定した削減目標の設定も可とするなどの修正が行われる予定である。

(3) 地域のエネルギー政策

ア 関西広域連合のエネルギー政策

関西広域連合が、取り組むべき当面の方策を検討し実施するとともに、2020～2030年頃を想定した「関西における中長期的なエネルギー政策の考え方」を、平成25年度中に取りまとめる。

イ 京都産業育成コンソーシアム^{*}のエコ・エネルギー戦略等の推進

京都産業育成コンソーシアムが、産業面での創エネ、省エネ等エネルギー戦略をオール京都で検討し平成25年度中に策定する。

^{*} 平成23年3月、京都商工会議所、(公社)京都工業会、京都府、京都市により、京都産業を担う中小企業の育成を推進する「オール京都」の体制として設立された。

ウ 京都エコ・エネルギー戦略（京都府）

京都府が、2030年度を目途とした安全で安定的かつ多様なエネルギーの確保に関して、地球温暖化などの環境と経済の視点を踏まえ、エネルギー政策の方向性と施策展開の在り方を明らかにすることを目的に「京都エコ・エネルギー戦略」を、平成25年度早期に策定する予定。

エ 京都市エネルギー政策推進のための戦略（仮称）

本市が、市民生活や産業活動を支えるエネルギーの需給の安定確保と低炭素社会の構築による、持続可能なエネルギー社会の実現に向け、推進すべき政策をとりまとめた「京都市エネルギー政策推進のための戦略（仮称）」を平成25年夏頃に策定する。

4 平成23～24年度 地球温暖化対策推進委員会等における主な意見

<全般について>

- 地球温暖化対策計画は、東日本大震災の前に策定された事業計画であり、強化・見直しを行う必要があるのではないか。
- 京都市がどうするかは、国の動向にとらわれずに検討すればよく、削減目標を下げずに省エネの余地を見つけて取り組んでいけばよい。
- 京都市の条例の優れているところは、温室効果ガス排出量を減らす数値目標だけでなく、京都の目指す社会像を掲げたことにあると思うので、この考え方は引き継ぐべきである。
- 計画に掲げた6つの社会像の実現に向けては、2つの大きなポイントがある。1つは、高度な技術を使い、エネルギーを効率的に使うということである。京都には元々優れた環境技術があることから、それらの技術を使うことが京都の産業発

展にもつながる。もう 1 つは、自然と共生して暮らしてきたという京都らしい、京都に根付いたライフスタイルにより、温室効果ガスを排出しないということである。この 2 つの京都らしいやり方で、地球温暖化対策を進めていく必要がある。

<電気の排出係数について>

- 電気の排出係数で換算してしまうと、発電の方式によってすごく排出量の計算結果が変わってしまう。算定の手法の中に、ガスや電気、あるいはガソリンについて、実際どれだけ使ったかを見ていく必要があるのではないか。
- 電気の排出係数は固定して CO2 を算定しなければ、市民・事業者の削減努力が表れてこない。

<削減効果指標について>

- 各社会像の項目数に差があるので少し項目数を増やせないか検討してほしい。
- 事業ごとに削減効果を算出するのは難しい。簡易な計算で継続的に数字を把握できる指標がないため、やむを得ず設定している指標などもある。各削減効果指標については、今後、進捗管理の指標として適切なものか、検討する必要がある。

<再生可能エネルギー・地域分散型エネルギーについて>

- 自らが再生可能エネルギー導入の事業を行うことで、京都市域の電力構成を変えることができる。京都市地球温暖化対策計画<2011~2020>について、電源構成に対するアプローチという面では非常に弱いので、さらに検討強化する必要がある。
- 特定建築物への再生可能エネルギー設置義務については、固定買取制度の実施により経済的負担も少なくなる。建築用途によって義務量を設けるなどの手法も含めて、強化を検討してほしい。
- 社会像 3「エネルギー創出・地域循環のまち」をもっと強化し、再生可能エネルギーを地域で創出することに力をいれた対策が必要になるのではないか。

<省エネ・節電について>

- 節電を振り返ってみた場合、かなりの部分省エネのポテンシャルがあったということなので、例えば、一般市民がどういうふうにライフスタイルを転換させるのかも含めて、具体的な施策立案に検証結果を入れ込んでいってはいかがか。
- 産業、家庭、商業用について、どの部門にどれだけの節電可能性があるのか、具体的に知らないと対策も立てられないので、ぜひ細かく出してもらいたい。
- 業務部門での削減余地は大きいと思われるので、対策を新しく行っていく必要がある。
- 現在の地球温暖化対策の中では、市民一人ひとりが具体的に何をやったらよいのかわかりにくい。

- 改正した京都市地球温暖化対策条例に盛り込んだ事業者の排出量削減計画書制度は成果につながっている。この点は京都市の強みだと思うので、さらに活かしていくことが重要である。
- ESCO のような商業ベースの省エネ対策が実施できるところは問題ないが、採算性の微妙なレベルの改修等については、支援のための仕組みづくり、そして、それを担う人づくりが必要である。

5 地球温暖化対策の課題解決のための論点整理（案）

(1) 温室効果ガス排出量削減目標	・・・	<計画の基本的事項>
(2) 削減効果指標による施策の進捗管理	・・・	<計画の特徴>
(3) 再生可能エネルギーなど地域分散型エネルギーの普及促進	}	<計画で掲げる施策>
(4) 省エネルギー推進対策の強化		

(1) 温室効果ガス排出量削減目標

<現状>

- ア 条例及び計画において「市域の温室効果ガス総排出量を、1990年度比で2020年度までに25%削減する」ことを削減目標として掲げている。
- イ この削減目標は、東日本大震災前の国のエネルギー政策を前提としている。特に計画では、2020年度までに電気の排出係数の改善により66万トンの排出削減を見込んで将来推計（図1）を行っている。
- ウ 電源構成における原発の依存度低下による電気の排出係数の悪化が見込まれ、それに伴い、温室効果ガス総排出量も増加する。（図2）

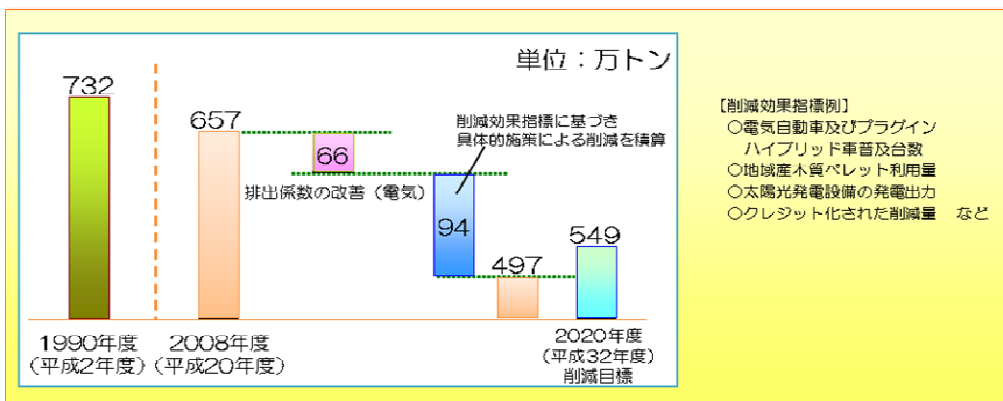
<課題>

- ア このため、削減目標の達成が困難となる可能性がある。
- イ 施策や取組努力による温室効果ガスの排出削減効果に比べ、電気の排出係数の悪化の影響が大きいため、取組効果が表れにくくなり、進捗を評価しづらくなる。

<検討の考え方>

- ア 地方自治体の地球温暖化対策計画については、国のエネルギー基本計画、地球温暖化対策計画や地方で策定の動きがあるエネルギー戦略との整合性を保つため、見直しを先延ばしにする地方自治体がある。
- イ 環境省の地方自治体向け地球温暖化対策計画策定マニュアルでは、電気の排出係数を固定して算出した温室効果ガス排出量や、電気、ガス等のエネルギー使用量、再生可能エネルギー導入量などの目標を新たに設定して進捗を管理する方法が提案されている。

図1 削減効果指標を利用した二酸化炭素排出量の推計



※ 表中の数値は、都市ガスの排出係数見直し後のもの

図2 温室効果ガス総排出量と電気の排出係数の推移の比較

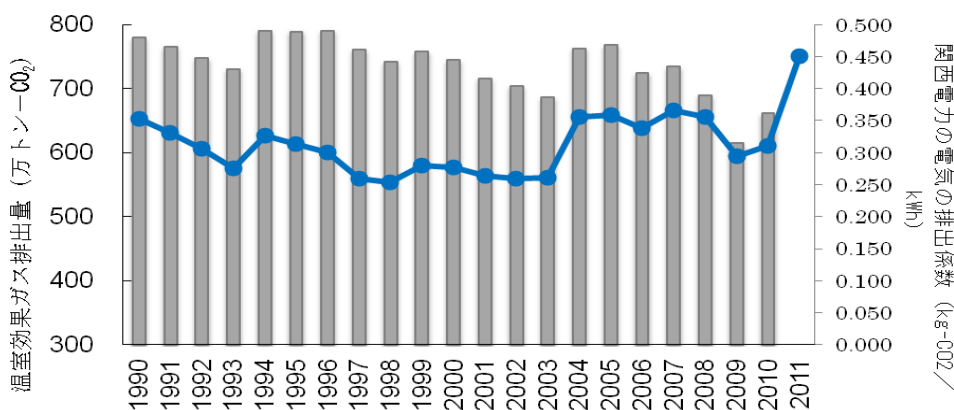
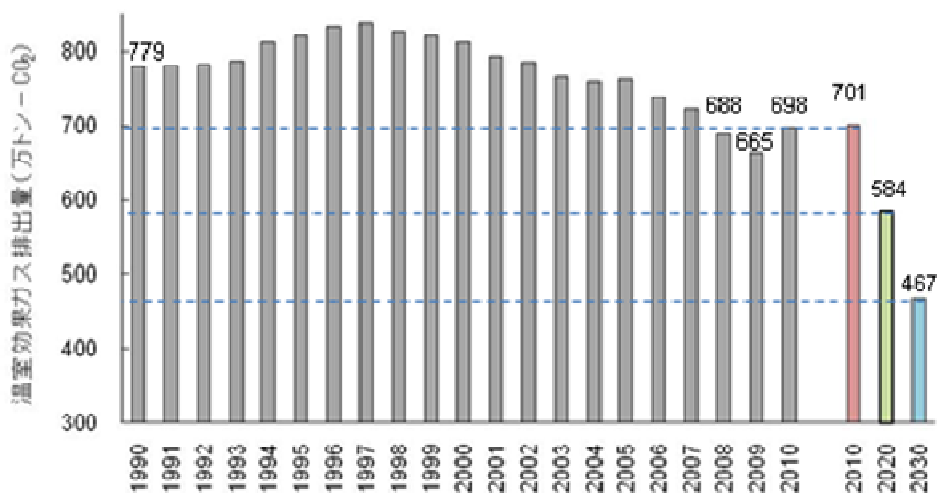


図3 電気の排出係数を固定して算定した場合の温室効果ガス総排出量の推移



(2) 削減効果指標による施策の進捗管理

- 計画において、温室効果ガスの削減効果の算定に直接結び付く削減効果指標を社会像ごとに設定している。
- 毎年度、削減効果指標について、目標値と比較した進捗状況を把握することにより、計画の進捗の評価点検を行っている。

<現状>

社会像	部門	削減効果指標	単位	2008(平成20)年度 基準値		最新年度 実績値 (年度)		2020(平成32)年度 目標値	削減量 (千トンCO ₂)	削減見込量 (千トンCO ₂)	進捗割合
				→	→	→	→				
1. 歩くまち	運輸	市内自家用車保有台数	万台	51.6	→	50.8	2010	47.5	34.0	76.8	44.3%
	運輸	自動車燃費【販売ベース】	km/L	16.9	→	18.7	2010	22.0	5.3	258.3	2.1%
	運輸	電気自動車及びプラグインハイブリッド車の普及台数	台	8	→	354	2011	60,000	0.40	59.8	0.7%
	合計								39.7	394.8	10.1%
2. 木の文化	業務	CASBEE京都評価届出件数【非住宅】	件	—	→	41	2011	540	0.21	2.7	7.8%
	産業	地域産木質ペレット利用量	トン	—	→	361	2011	3,500	0.45	4.4	10.2%
	全部門	森林面積【天然生林＋育成林】	ha	29,100	→	30,565	2011	30,100	7.3	5.0	146.0%
	業務	新規省エネ法基準達成建築物数【非住宅】	件	—	→	176	2011	1,550	0.57	5.0	11.4%
合計								8.5	17.1	49.9%	
3. エネルギー	産業 家庭 業務	太陽光発電設備の発電出力	千kW	8.2	→	19.0	2011	160	8.6	45.0	19.1%
	全部門	その他再生可能エネルギーの導入量	TJ	500	→	—		1,100	—	30.2	—
	合計								8.6	75.2	11.4%
4. ライフスタイル	家庭	高効率家電製品の普及台数【エアコン、冷蔵庫】	万台	—	→	11.1	2010	215	7.4	107.0	6.9%
	運輸	エコドライブ宣言者数	万人	1.3	→	8.6	2011	25.3	17.0	47.5	35.8%
	全部門	エコ学区における削減量測定の予定世帯数	世帯	—	→	—		1,400	—	0.3	—
	家庭	長期優良住宅認定件数	件	—	→	2130	2011	21,000	0.64	6.8	9.4%
	家庭	CASBEE京都評価届出件数【住宅】	件	—	→	33	2011	100	0.17	0.5	34.0%
	家庭	新規省エネ法基準達成建築物数【住宅】	件	—	→	125	2011	760	0.04	3.7	1.1%
	合計								25.3	165.8	15.2%
5. 経済活動	産業 業務	特定事業者制度報告書における総排出量	万トンCO ₂	53.2	→	42.1	2011	47.9	54.0	53.2	101.5%
	産業 業務	高効率給湯機器の普及台数	万台	100.3	→	97.0	2011	90.2	43.8	100.3	43.7%
	家庭 業務	高効率給湯機器の普及台数	万台	3.8	→	5.6	2011	29.5	0.30	48.6	0.6%
	全部門	クレジット化された削減量	万トンCO ₂	—	→	0.016	2011	1.0	0.20	10.0	0.6%
合計								98.3	212.1	46.3%	
6. ごみ	廃棄物	市処理施設における廃プラスチックの受入量	万トン(ごみ量)	5.3	→	4.5	2011	2.6	17.7	72.2	24.5%
	合計								17.7	72.2	24.5%
合計								198.1	937.2	21.1%	

1. 歩くまち …… 人と公共交通優先の歩いて楽しいまち
2. 木の文化 …… 森を再生し「木の文化」を大切にすまち
3. エネルギー …… エネルギー創出・地域循環のまち
4. ライフスタイル …… 環境にやさしいライフスタイル
5. 経済活動 …… 環境にやさしい経済活動
6. ごみ …… ごみの減量

<課題>

- ア 削減効果指標を通じた削減量の積み上げが、実際の排出量の増減を反映しているのか、検証が必要である。
- イ 現況値の把握が困難な指標も含めて、よりの確な指標となるよう見直しが必要である。

<検討の考え方>

- ア 排出量の増減の実態をよりの確に反映するよう、削減効果指標の見直しや充実を図ってはどうか。
- イ 数値の把握が困難な指標に関して、アンケートや独自の調査の実施などを検討してはどうか。

(3) 再生可能エネルギーなど地域分散型エネルギーの普及促進

<現状>

ア 平成 22 年度の市域における電力消費量のうち、地域分散型エネルギーによる自給率は 2%程度と推測される。ただし、次に掲げる以外の再生可能エネルギーや自家発電、コージェネによる発電量は把握していない。

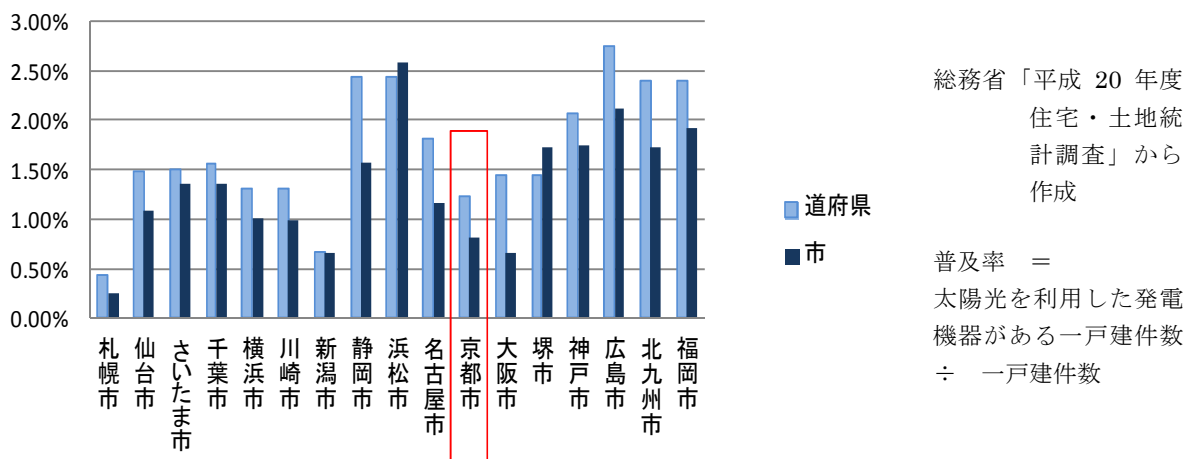
	全 量	自家消費
太陽光発電（本市推計）	13,600,000 kWh (A)	7,735,000kWh (a)
ごみ発電（実績）	154,761,479 kWh (B)	111,779,069kWh (b)
水力発電(蹴上ほか4箇所, 実績)	33,850,000 kWh (C)	
市域の電気使用量	9,323,071,000 kWh (D)	
(A+B+C) / (a+b+D)	2.14 %	

イ 本市では平成 15 年度から住宅用太陽光発電システムへの助成を実施しており、延べ約 5,400 戸*の助成を行った。計画に掲げる目標値 10,000 戸については、前倒しでの達成が見込まれる

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24*
助成累計	173	328	500	724	915	1018	1449	2306	3877	5372

※ 平成 24 年 12 月末現在

ウ 政令指定都市と、その属する道府県の住宅用太陽光発電システムの普及率は、次のとおりであり、都市部の普及率は周辺部に比べて低い傾向にある。本市は 0.82%であり、他都市と比べて低い状況にある。



エ その他の地域分散型エネルギーの普及に向けた対策を次のとおり実施している。

対 策	実 績	期間等
木質ペレットストーブ・ボイラー導入補助	ストーブ:104台, ボイラー:4台	H21年度~24.9
特定建築物への再生可能エネルギー導入義務化	49件うち太陽光44件, 264.2kW	H24.4~H24.12
住宅用太陽光発電設備補助	累計5,372戸, 出力20,163kW	H15.4~H24.12
住宅用太陽熱設備補助	13件	H24.4~H24.12
公共施設への再生可能エネルギー率先導入	太陽光発電約1,330kW等各種	H6.4~H24.3
バイオディーゼル燃料の利用	130万ℓを精製し, ごみ収集車147台, 市バス93台で利用	H23年度

対 策	実 績	期間等
下水汚泥（メタンガス）の有効活用	年間汚泥量の約 19%を活用	H23 年度
蓄電システム設置補助	45 件	H24.4～H24.12
大規模太陽光（メガソーラー）発電所の誘致	第 1 基 2.1MW 第 2 基 2.1MW	H24.7～稼働 H24.9～稼働

<課題>

- ア エネルギー効率の高い地域分散型エネルギーの普及が必要である。
- イ 低炭素化の推進だけでなく、原子力依存度低減や災害等のリスク耐性向上のため、より一層の再生可能エネルギーの普及促進が必要である。
- ウ 再生可能エネルギー導入目標について、国の固定価格買取制度（FIT）導入等の情勢の変化等から、見直しを行う必要がある。

（参考）計画に掲げる地域分散型エネルギー普及促進のための対策は次のとおり。

（◇は、未実施取組）

社会像 2 森を再生「木の文化」を大切にすま	<ul style="list-style-type: none"> ◆木質ペレットストーブ・ボイラー・吸収式冷温水器の普及推進 ◆木質ペレットなどの公共建築物への率先利用
社会像 3 エネルギー創出・地域循環のまち	<ul style="list-style-type: none"> ◆特定建築物への再生可能エネルギーの導入義務化 ◆太陽光発電設備及び太陽熱利用設備の導入に対する補助などの実施 ◆市民協働発電制度の実施 ◇新築住宅への再生可能エネルギーの導入義務化の検討
	<p>公共部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆公共建築物への再生可能エネルギーの率先導入 ◆小水力発電の導入の推進 ◆使用済てんぷら油から精製したバイオディーゼル燃料の利用拡大 ◇南部クリーンセンター第2工場建替え時におけるバイオガス化施設の併設 ◆下水汚泥（メタンガス）の有効利用

<検討の考え方>

- ア 再生可能エネルギーの更なる導入拡大に向けては、次のような対策がある。
（環境省で改定中の自治体向け地球温暖化対策計画策定マニュアルから抜粋等）

施策手法	具体的施策例
規制的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅への再生可能エネルギー導入の義務化 ・特定建築物への再生可能エネルギー導入義務の強化
財政的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー設備の大量一括発注等によるコスト軽減の仕組みの構築 ・再生可能エネルギー設備補助の拡大
経済的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン熱証書等の仕組みの構築
情報発信・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー利用可能立地等の情報提供
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設へ再生可能エネルギーの導入の加速化 ・再開発地区での地域分散型エネルギーの面的利用

- イ 国の固定価格買取制度（FIT）導入等の情勢変化を踏まえた、削減効果指標を再設定してはどうか。

- ウ 再生可能エネルギー以外の新たな地域分散型エネルギーとしては、蓄電池、家庭用燃料電池、コジェネレーションシステムなどがある。

(4) 省エネルギー推進対策の強化

<現状>

ア 電気の排出係数を固定して算出した場合、2020年度の目標達成のためには、2010年度比17%の二酸化炭素排出削減が必要（図4）となる。

※ 国の節電・省エネによる最終エネルギー消費目標は2020年までに2010年比8%削減（革新的エネルギー・環境戦略より）

イ 民生部門からの二酸化炭素排出量が基準年度から減少しておらず（業務部門：+17.6%，家庭部門：+11.6%），とりわけ業務部門は，エネルギー使用効率の向上も見られない（図5）。

ウ 省エネルギー推進のための対策を次のとおり実施している。

対 策	実 績	期間等
産学公連携による環境技術の開発	京都産業エコ・エネルギー推進機構を通じたグリーンイノベーションの推進を開始	平成24年度～
低炭素モデル地区「エコ学区」推進事業	くらしの匠事業：244世帯 省エネ診断事業：578世帯	H23～24年度
DO YOU KYOTO? クレジット制度	コミュニティ：約▲135トン-CO2 中小事業者：約▲425トン-CO2	H23.8～H25.1
エコ住宅融資制度	17件	H23年度
CASBEE 京都評価届出件数	住宅：56件，非住宅：67件	H23.4～H24.9
「平成の京町家」の普及促進	認定戸数：18件	H22～24年度
事業者排出量削減計画書制度	基準年度から※▲10.1トン-CO2	H23年度
省エネ・節電設備補助	▲73.6トン-CO2	H23～24年度
環境配慮活動低利融資	2件	H23～24年度
省エネアドバイザーの派遣	のべ130件	H23.4～H25.2
特定事業者への環境マネジメントシステムの導入	101者導入済（全146者）	H23年度

※ 基準年度排出量は，原則平成20～平成22年度の3か年平均値を採用し，事由がある場合のみ平成22年度単年度の実績値である。

エ 国「2013年以降の地球温暖化対策」の中で，以下の先進的取組が示されている。

- ・ 新築住宅・建築物の建築規模に応じた段階的な省エネ基準適合義務化
- ・ 断熱材・窓等へのトップランナー規制導入のための省エネ法改正
- ・ エネルギー管理システム（BEMS, HEMS）の導入支援
- ・ 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化の推進 など

<課題>

ア これまで，民生部門における考察は，二酸化炭素の排出傾向を把握するに留まっており，どういった業種，規模又はエネルギー用途等で削減余地が大きいのか明確にする必要がある。

イ 削減目標達成のためには，省エネ対策の強化が必要である。とりわけ，民生・業務部門に対する効果的な省エネ対策が少ない。

ウ 国が示した住宅・建築物等への先進的取組を踏まえた対策が必要である。

(参考) 計画に掲げる省エネルギー推進のための対策(◇は、未実施取組)

<p>社会像4 環境にやさしいライフスタイル</p> <p><家庭部門></p>	<p>◆低炭素モデル地区「エコ学区」推進事業</p> <p>◆DO YOU KYOTO?クレジット制度</p> <p>◆家庭における省エネ診断の拡充</p> <p>◇省エネラベル制度の拡充の検討</p> <hr/> <p>住</p> <p>◆既存住宅に対する省エネ改修の支援拡大</p> <p>◆省エネ住まいアドバイザー制度の創設</p> <p>◆「CASBEE 京都」による環境性能の評価が高い建築物の普及促進</p> <p>◆「平成の京町家」の普及促進</p> <p>◇既存住宅の環境配慮性能を表示する制度の在り方検討</p>
<p>社会像5 環境にやさしい経済活動</p> <p><産業・業務部門></p>	<p>◆事業者排出量削減計画書制度における総合評価制度の導入等</p> <p>◆DO YOU KYOTO?クレジット制度</p> <p>◆高効率機器の導入に対する補助</p> <p>◆環境配慮活動に対する低利融資</p> <p>◆低炭素型経済活動を推進する人材の育成と助言・診断の仕組みの充実</p> <p>◆特定事業者への環境マネジメントシステムの導入義務化</p>

<検討の考え方>

ア 民生部門における、業種、規模又はエネルギー用途別等のエネルギー使用状況の把握及び増減の要因分析を行い、対策強化の対象を明らかにすることにより、効果的な対策の検討が可能となる。

イ 住宅・建築物対策の強化に向けては、次のような対策がある。

(環境省で改定中の自治体向け地球温暖化対策計画策定マニュアルから抜粋等)

施策手法	具体的施策例
規制的手段	・ESCO 事業導入可能性の事前診断受診の制度化
財政的手段	・民間金融機関による省エネ改修への金利優遇 ・省エネ設備の大量一括発注等によるコスト軽減の仕組の構築
経済的手段	・グリーン熱証書等の仕組の構築
自主的手段	・事業者との協定締結という手法を用いた省エネ設備導入推進
情報発信・普及啓発	・不動産取引における環境性能表示の制度化 ・HEMS, BEMS 導入によるエネルギー消費の「見える化」の推進
その他	・公共施設のゼロエネルギー化の推進 ・再開発地区での省エネ建築物・住宅の導入推進

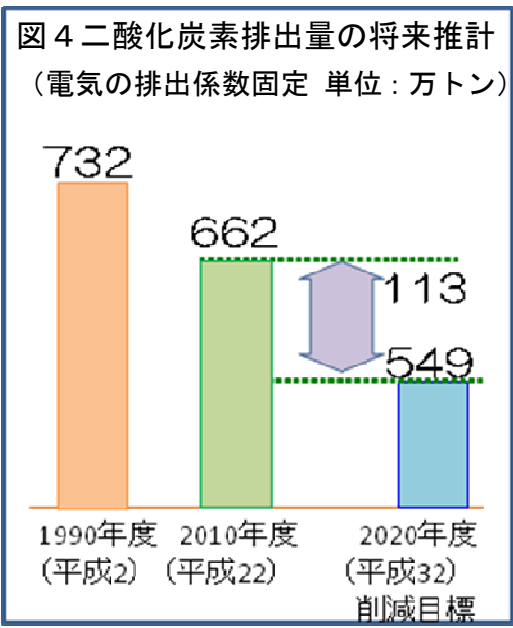


図5-1 電気の排出係数を**固定**して算定した場合の温室効果ガス排出量の推移

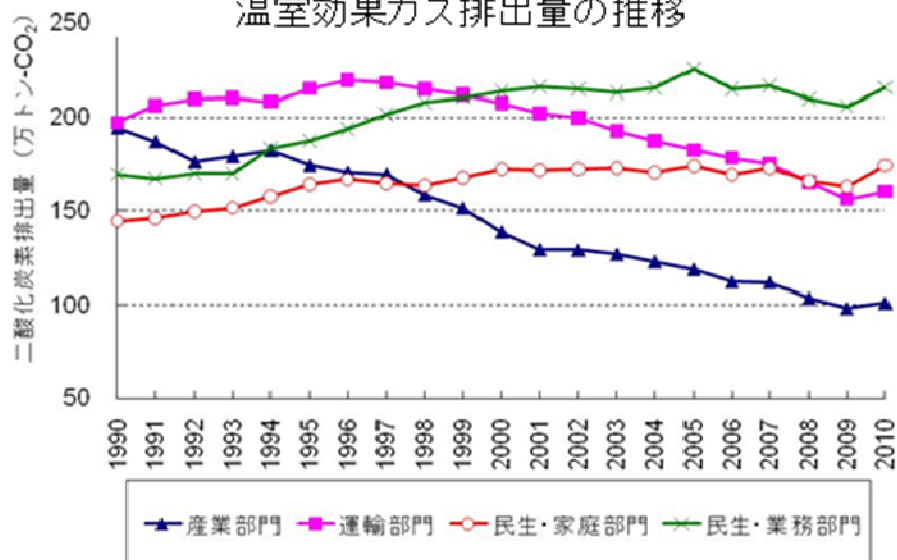
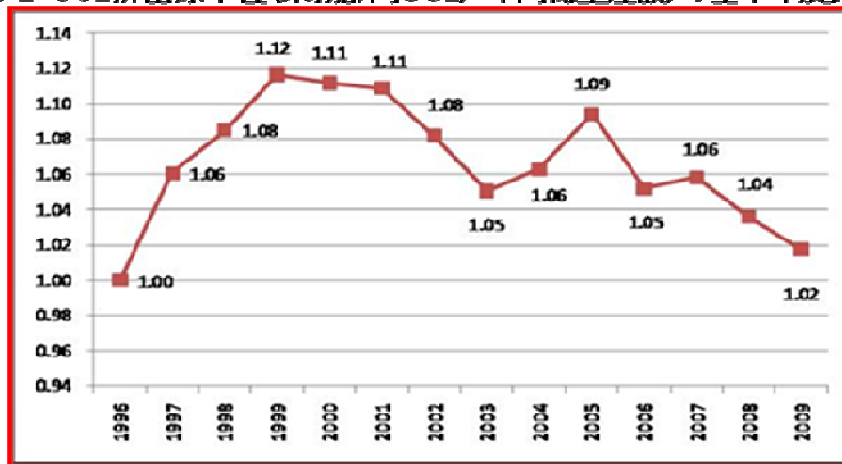
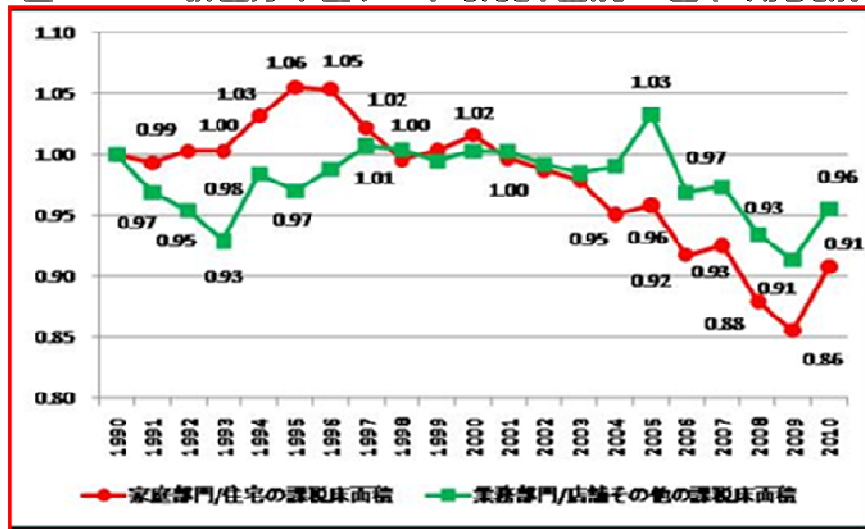


図5-2 CO2排出原単位(業務部門CO2/市内総生産額)の基準年度比較



※ 市内総生産は、「京都市の市民経済計算—平成21年度推計結果—」の「経済活動別市内総生産(実質:連鎖方式)(平成12暦年連鎖価格)」の値を用いた。卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、サービス業、政府サービス生産者の合計値

図5-3 CO2排出原単位(CO2/課税床面積)の基準年度比較



6 スケジュール（案）

年 月	審 議 の 予 定
平成 24 年 11 月	京都市の地球温暖化対策の在り方について (課題の抽出)
平成 25 年 3 月	京都市の地球温暖化対策の見直し等について (検討すべき論点の整理)
平成 25 年 4～5 月	京都市の地球温暖化対策の見直し等について (論点別の検討 (1))
平成 25 年 6 月頃	京都市の地球温暖化対策の見直し等について (論点別の検討 (2))
平成 25 年 夏～冬	地球温暖化対策推進委員会を 3 回程度開催